

## 違憲決定は新たな出発点

福喜多 昇

違憲決定は本当に嬉しかった。19世紀末から足掛け3世紀にわたった法制度上の差別が、無効となった瞬間に立ち会えたのは、幸せだった。審議した14名の裁判官全員一致というのも素晴らしい。法令自体を最高裁が違憲と判断したのは、現憲法下で9例目である。8例目は、母が外国籍の婚外子の国籍問題だった。9例中2例という割合は、婚外子が、いかに法制度そのものによって、差別されてきたかを物語っている。

決定は、「嫡出でない子の権利が不当に侵害されているかという観点から判断されるべきで、法律婚尊重の意識が強いこと、嫡出でない子の出生数、諸外国より出生割合が少ないことは、結論にただちには結び付かない」として、「国民感情に反する、国民的合意が得られていない」などの主張を退けている。また「昭和22年改正の現民法には、嫡出でない子に相続を認めない当時の諸外国の立法が影響している」として、「外国とは違う。日本の家族の伝統を守れ」などの主張が、根拠のないことを示した。

しかし、問題もある。一番の問題は、違憲となった後の相続も、すでに遺産分割を終えていれば、違憲判断の影響が及ばないとした点だ。法的安定性を損なうというのが、その理由である。違憲状態を招いたのは、立法府と行政府の怠慢であり、100%国の責任である。その結果生じる混乱は、国の責任において、回避あるいは收拾すべきであろう。違憲状態を放置した責任を不問にするのみならず、国の怠慢で不当な権利侵害を受けた当の婚外子のみに、その付けを払わせるというのである。どういう混乱を予想し、どの程度看過しがたいものなのか、他に手段はないのか等について、検証された痕跡もない。少なくとも、この程度のことは十分に精査した上で、判断すべきであろう。

違憲決定と同じ月の27日、「作れ住民票！第2次訴訟」に、最高裁小法廷の判決があった。出生届での嫡出子か否かの記載について、不要と認めながら、事務処理上の便宜があることを理由に、合憲とした。事務処理上の都合で、必要のない差別記載を合憲とする安易さは、相続違憲決定の影響を限定した判断に通じる。こうした安易さが、裁判官たちの心に潜む、婚外子差別のなせる業だと感じるのは、私だけだろうか。

婚外子相続差別違憲決定は、間違いなく大きな歴史的成果だ。しかし、ようやく、スタートライン立ったにすぎないのだと改めて思う。

(「Voice」2013年9-10月号より転載)